

**多久市**  
**第2期子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月**  
**多久市**



## はじめに



多久市長 横尾 俊彦

「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指し、平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度により、本市でも幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園が増え、放課後児童クラブの受け入れ対象が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大しました。

また、令和元年 10 月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、保育園・認定こども園等に通う 3～5 歳（0～2 歳の住民税非課税世帯も）の利用料が無償となりました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

本市におきましては、平成 27～31 年度の 5 年間を「第 1 期子ども・子育て支援事業計画」として策定し、家庭・地域・学校・行政など社会全体が一体となった子育てを支援し、子どもにとって最良の環境と最善の利益が実施されるよう、進めてきたところです。

今回、令和 2～6 年度の「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子どもたちが健やかに成長する姿を見守り、個々の家庭に支援ができるよう、関係機関が協力・連携を高めながら、安心して子育てができるような環境づくりを目指していきたいと考えております。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「多久市子ども・子育て会議」の委員のみなさまに心から感謝と御礼を申し上げます。

今後も計画の円滑な推進ができますよう、市民のみなさまに、今後ともなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月



# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4

## 第2章 多久市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた人口・子ども人口の動向.....	5
2 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）.....	9
3 第1期計画の評価.....	15

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	16
2 基本方針.....	17
3 基本目標（計画推進の視点）.....	17
4 施策の体系.....	19

## 第4章 総合的な施策の展開

1 地域における子育ての支援.....	20
2 保健・医療の推進.....	22
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	25
4 職業生活と家庭生活との両立の支援.....	28
5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進.....	30

## 第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域.....	33
2 将来の子ども人口.....	33
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	34
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	36
5 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保.....	44
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	44

## 第6章 計画の推進

1 計画の点検・評価.....	45
2 子ども・子育て会議.....	45
3 関係機関との連携.....	45

## ◆ 資料編 ◆

1 多久市子ども・子育て会議条例.....	46
2 多久市子ども・子育て会議委員名簿.....	48
3 多久市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員名簿.....	49
4 多久市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	50



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の策定にあたって

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法<sup>1</sup>（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子ども<sup>2</sup>の数の平均値である合計特殊出生率は、平成30年時点で全国値が1.42と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法<sup>3</sup>」をはじめとする子ども・子育て関連3法<sup>4</sup>が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援<sup>5</sup>を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度<sup>6</sup>」が平成27年4月から開始されました。

加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取り組み及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

さらに、平成29年6月には自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安心・安全な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

<sup>1</sup> 次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

<sup>2</sup> 子ども：本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満18歳未満の者を指すこととする。

<sup>3</sup> 子ども・子育て支援法：すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

<sup>4</sup> 子ども・子育て関連3法：①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

<sup>5</sup> 子ども・子育て支援：全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

<sup>6</sup> 子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。

多久市では、平成27年3月に、安心して子どもを生み育てる環境づくり、多久市にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「多久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。

第2期「多久市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

「多久市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

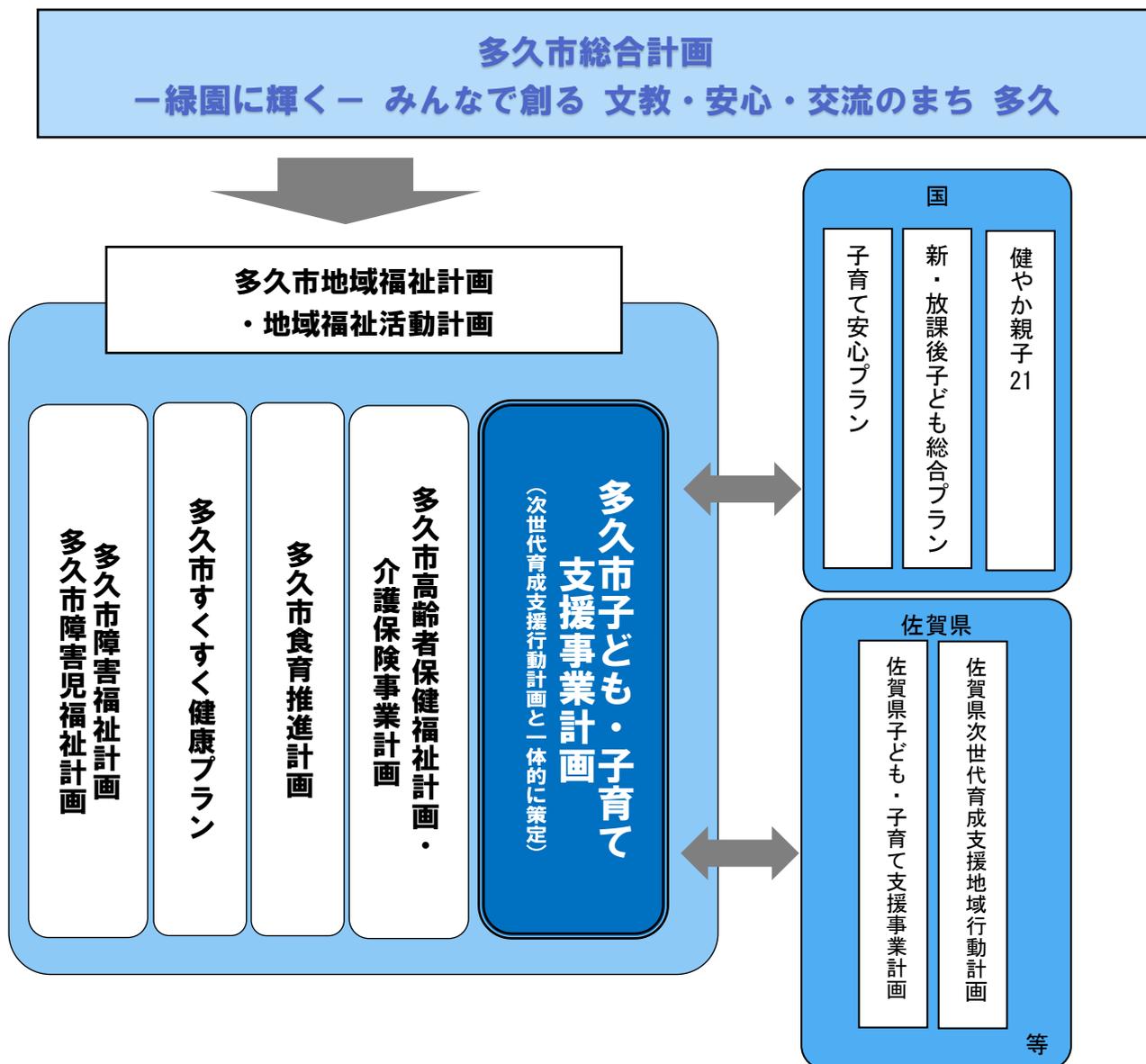
#### 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

## (2) 多久市における計画体系

本計画は、本市の上位計画である「多久市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・佐賀県の子ども・子育て支援の関連計画とも整合性を図ります。



本市では、平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称)に取り組んでいきます。

SDGsとは、国連加盟193か国が平成28年から令和12年の15年間で達成するために掲げた目標で17のゴールがあります。本計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困をなくそう】</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓をゼロに】</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【すべての人に健康と福祉を】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【質の高い教育をみんなに】</p> <p>すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>【ジェンダー平等を實現しよう】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【働きがいも経済成長も】</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【人や国の不平等をなくそう】</p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【住み続けられるまちづくりを】</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和と公正をすべての人に】</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

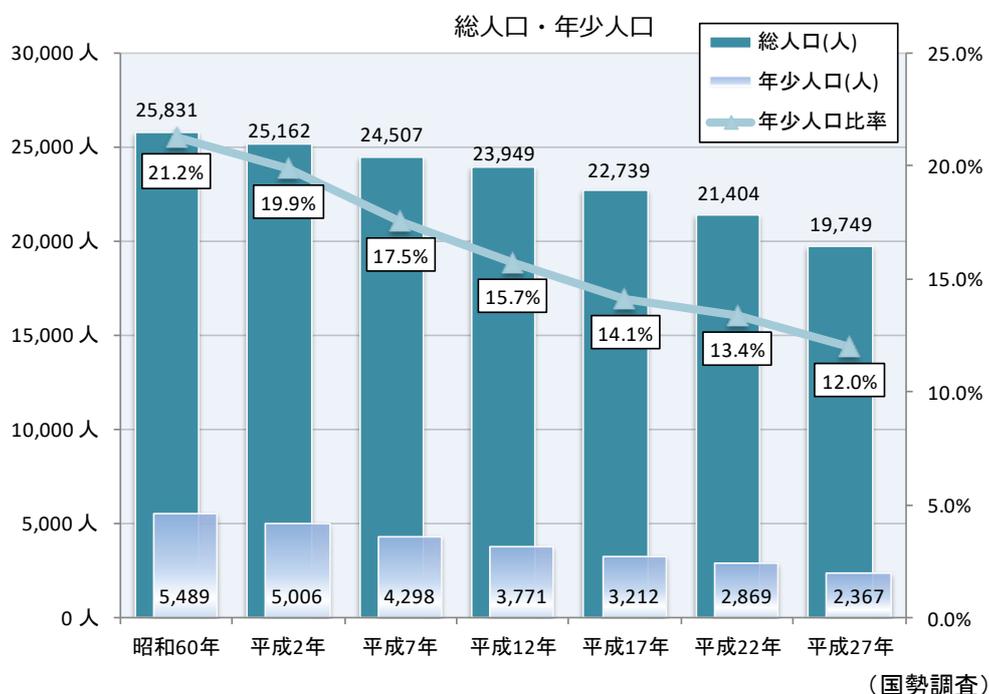
# 第2章 多久市の子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 統計データからみた人口・子ども人口の動向

### (1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化とともに多久市の総人口は減少傾向で推移しており、昭和60年の25,831人から、平成27年には19,749人に減少しています。

年少人口（15歳未満）については、昭和60年の5,489人から平成27年には2,367人に減少しています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に21.2%から12.0%へと、9.2ポイント減少しています。

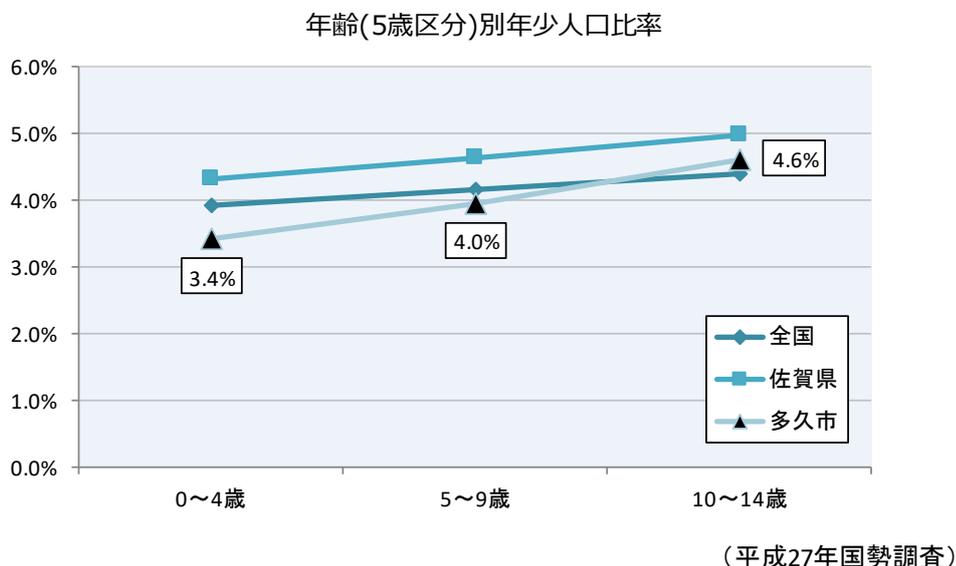


	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	25,831	25,162	24,507	23,949	22,739	21,404	19,749
年少人口(人)	5,489	5,006	4,298	3,771	3,212	2,869	2,367
年少人口比率	21.2%	19.9%	17.5%	15.7%	14.1%	13.4%	12.0%

## (2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別にみると、10～14歳が4.6%（対総人口比率）、5～9歳が4.0%、0～4歳が3.4%となっています。

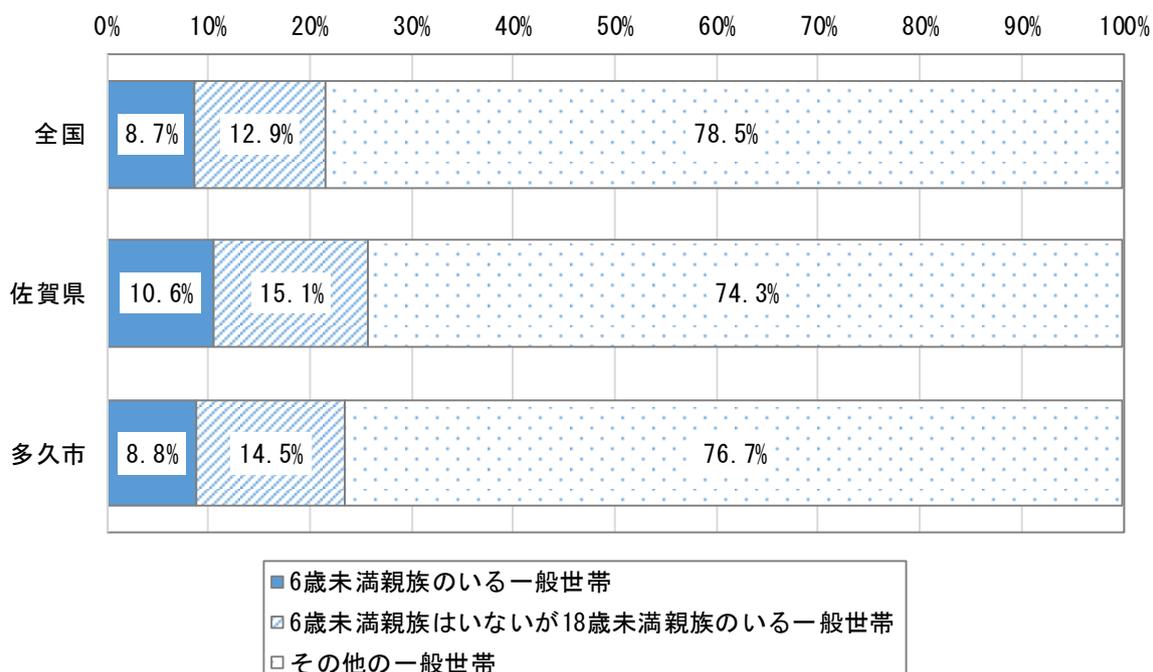
全国水準や佐賀県水準の傾向と比較すると、本市の比率はほぼ同率となっており、今後も少子化の抑制に向けた対応への強化が求められるところです。



## (3) 世帯の状況

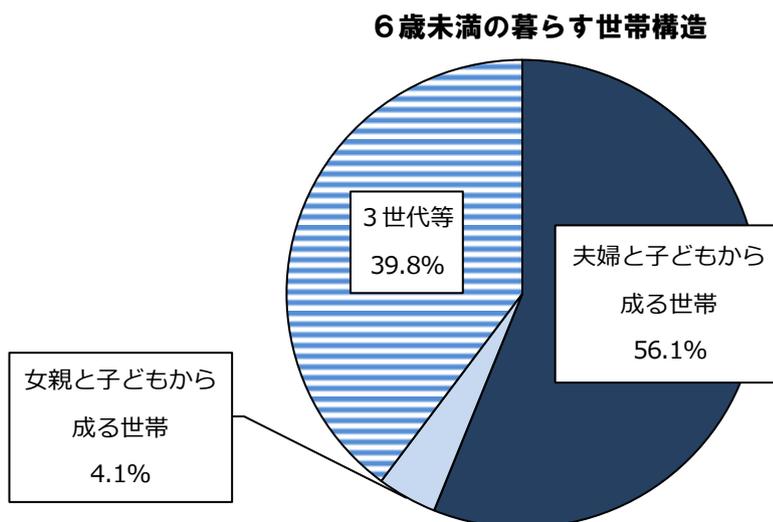
多久市の一般世帯数は6,817世帯で、このうち、6歳未満親族のいる世帯が601世帯(8.8%)、また、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる世帯が990世帯(14.5%)となっています。

本市の6歳未満の子どものいる世帯の比率は全国水準とほぼ同率となっています。



6歳未満の子どもがいる世帯 601 世帯のうち、夫婦と子どもから成る世帯は 337 世帯 (56.1%) で過半数を占めています。

これに、女親と子どもから成る世帯を加えたいわゆる核家族が 362 世帯 (60.2%) で、その他の3世代等から成る世帯は 239 世帯 (39.8%) となっています。



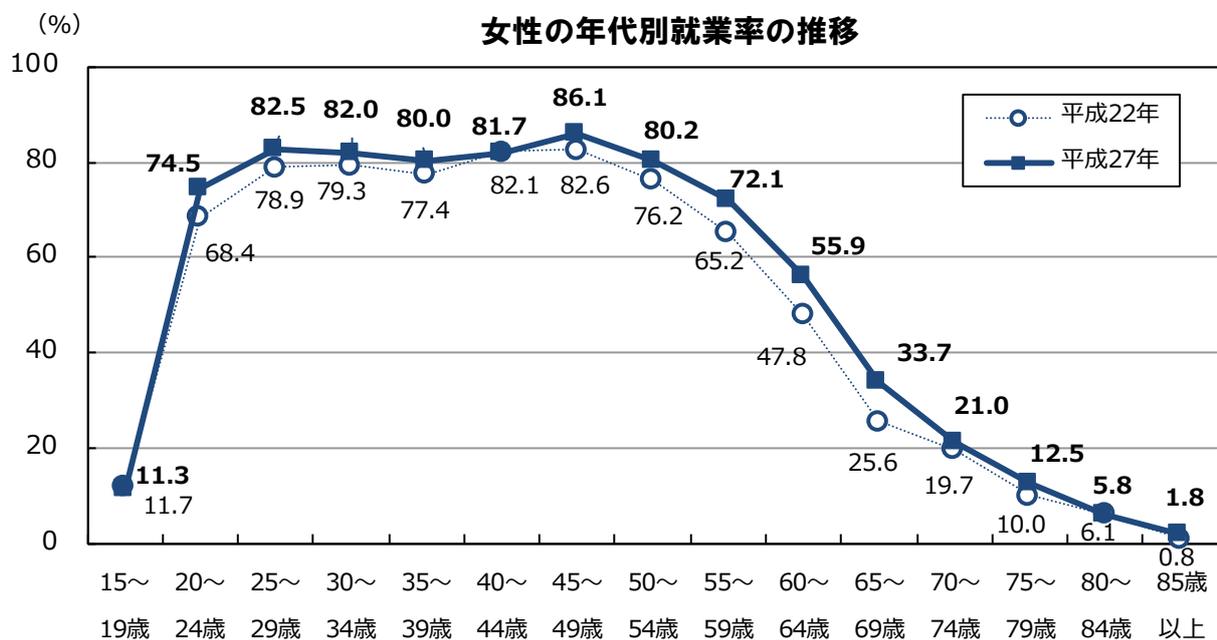
平成 27 年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)

	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	6,817	18,901	825
6歳未満がいる世帯	601	3,002	825
核家族	362	1,490	495
夫婦と子どもから成る世帯	337	1,411	465
男親と子どもから成る世帯	0	0	0
女親と子どもから成る世帯	25	79	30
3世代等	239	1,512	330

平成 27 年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)

#### (4) 女性（有配偶）の就業率

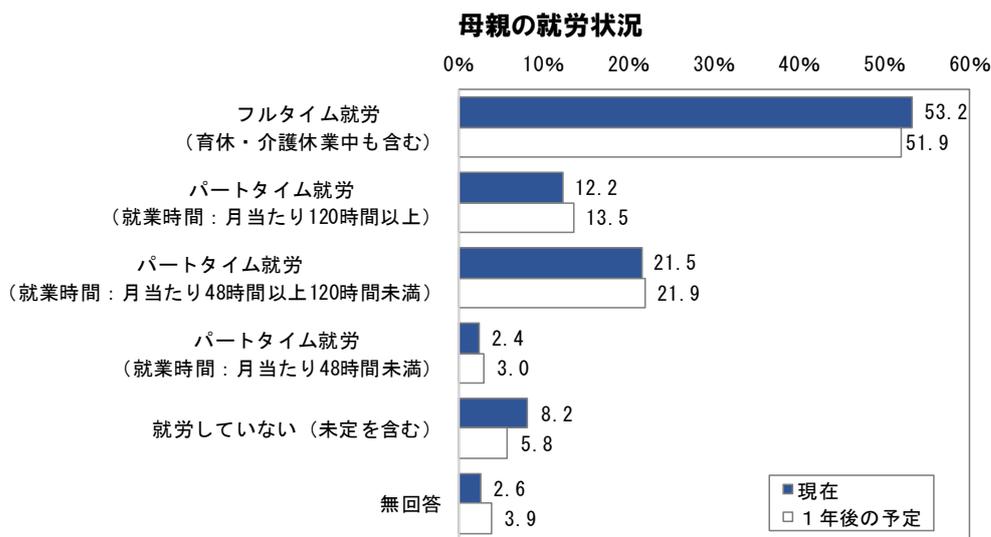
結婚している女性の就業率を年齢別にみると、平成22年と比較して、平成27年では女性の就業率が高いことがわかります。



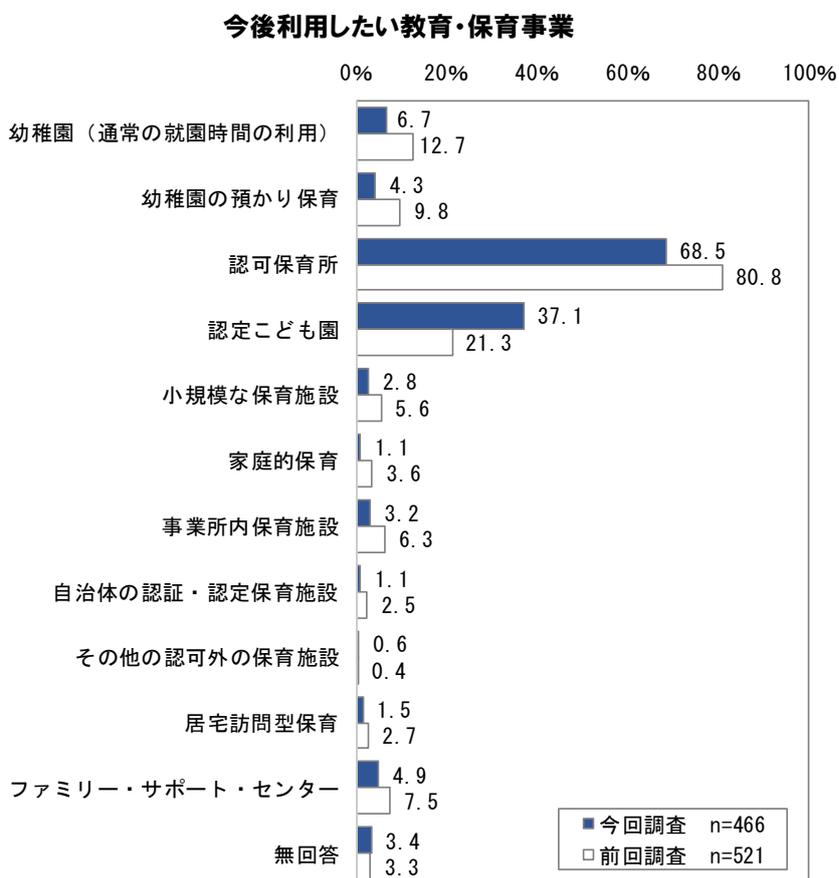
## 2 子ども・子育てに関する実態と意向(アンケート調査結果から)

### (1) 就学前子ども調査

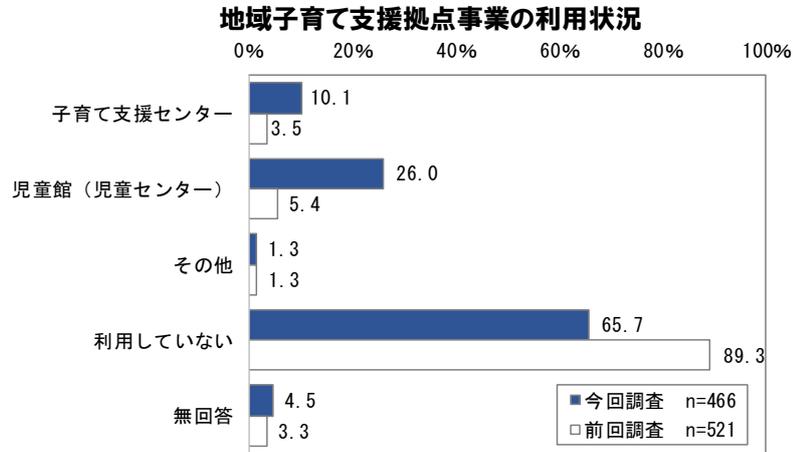
◇母親も約9割が就労している状況の中、親族や知人からの支援や協力を得ている家庭が多くなっていますが、保護者が安心して仕事と子育てを両立することができるよう、共働き家庭をサポートする緊急時の支援や職場の理解促進を求める声が多くなっています。



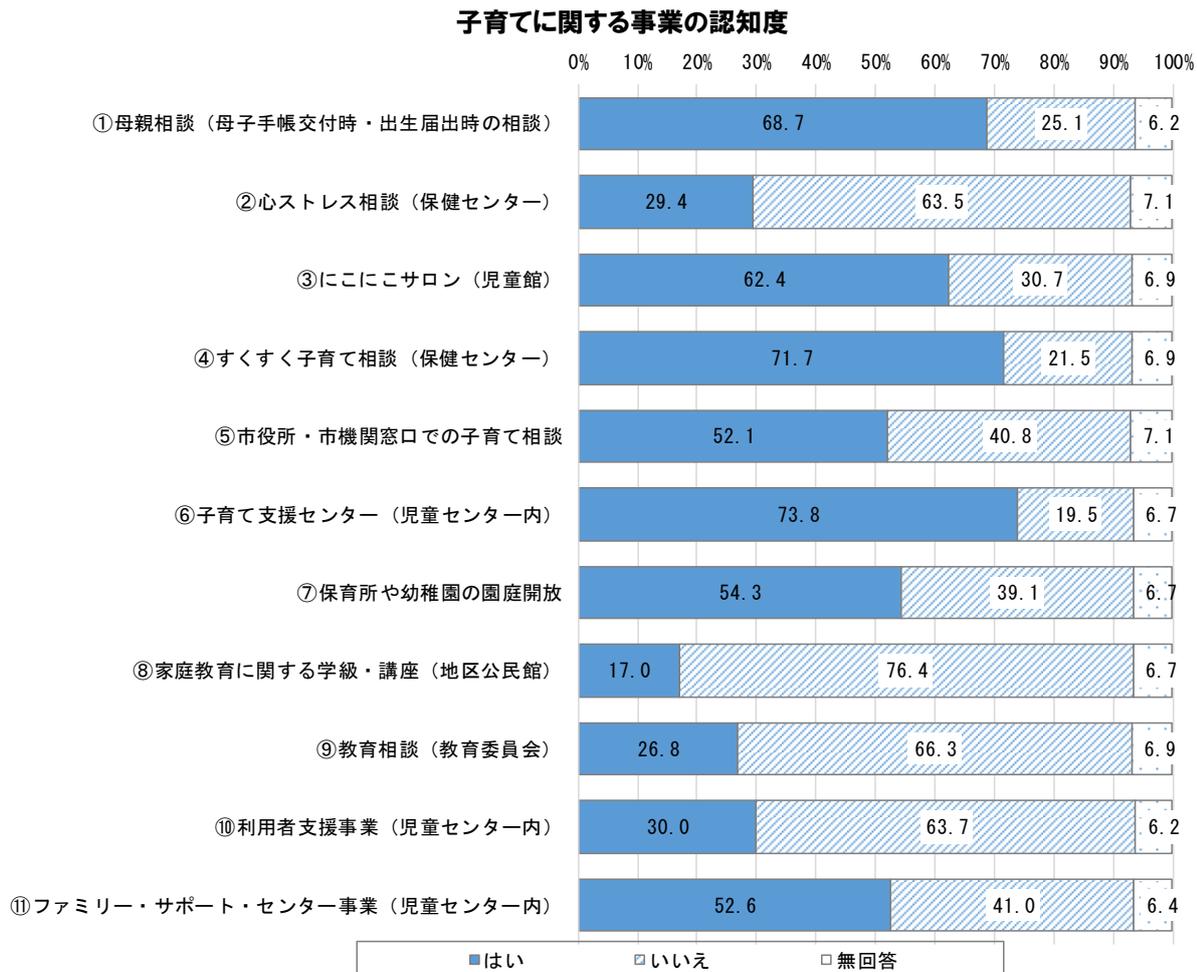
◇平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、今後も希望に応じたサービスが提供できるよう継続した受け皿の確保が必要です。



- ◇保護者の就労形態が多様化する中、保育時間や日数に関する様々なニーズに応じたサービスの提供体制の確保が求められています。
- ◇需要の高まっている認定こども園<sup>7</sup>については、さらなる普及促進も必要とされます。
- ◇地域子育て支援拠点事業の利用状況は約3割強となっています。多くの家庭がより気軽に利用できるよう、拡充や情報提供の強化が求められます。



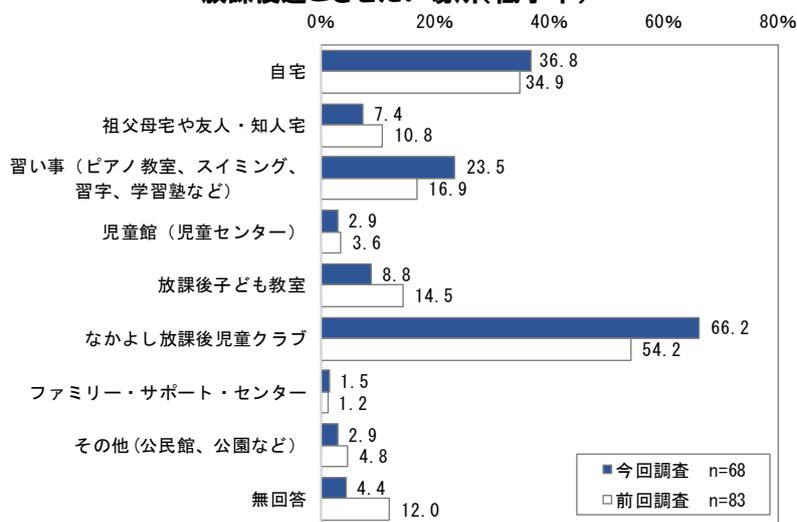
- ◇現在実施されている子育てに関する事業については、認知度が低いものも多いため、保護者が必要な支援や情報を得られるよう、情報提供のさらなる充実が必要です。



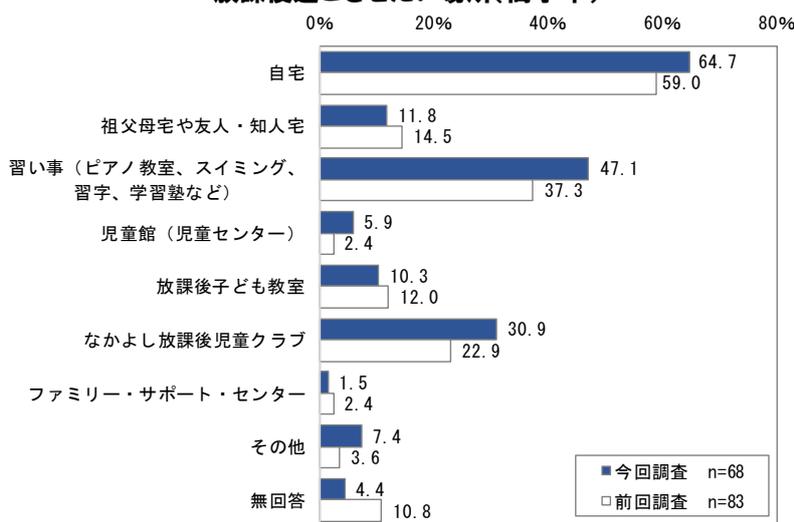
<sup>7</sup> 認定こども園：保育園及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。親が働いている・いないに関わらず利用できる施設。

- ◇多様化する保護者の就労形態に応じ、休日保育<sup>8</sup>などの保育サービスの充実が求められています。
- ◇多くの家庭で、子どもの病気等の緊急時の対応が必要となっています。共働き家庭の増加に伴い、病児・病後児保育施設の需要は高まることが予想され、その拡充が求められます。
- ◇また、一時的な保育ニーズに対応できる保育サービスについても、一定のニーズが存在します。利用目的として、保護者の私用やリフレッシュを目的としたニーズも高いことから、緊急時以外も気軽に利用できるようなサービスの充実が求められます。
- ◇就学後、特に低学年のうちは大人が目が届く場所で放課後の時間を過ごさせたいと考えている人が多い状況です。放課後や長期休暇期間中の子どもが、安心・安全に過ごせる遊びや生活の場の確保が求められています。

放課後過ごさせたい場所(低学年)



放課後過ごさせたい場所(高学年)

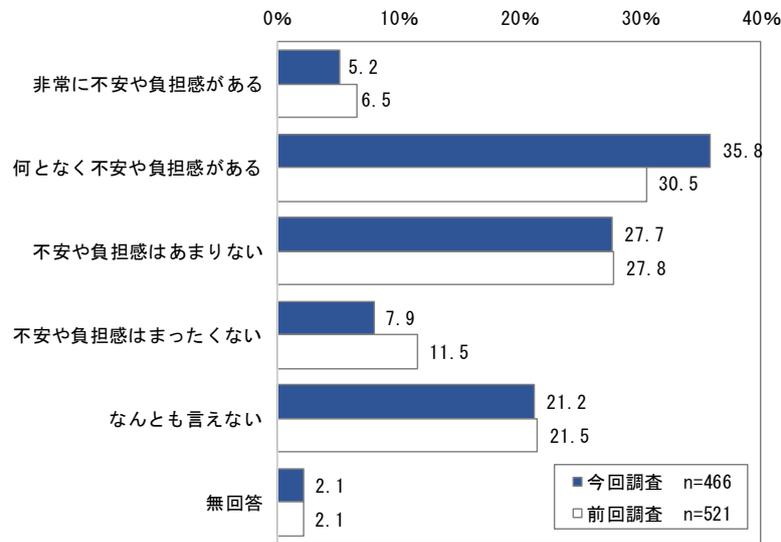


- ◇食事や生活リズムが整った生活を送っている家庭が多い状況である一方、問題を抱える子どもの心身の健康を守るため、一人ひとりの生活スタイルに合ったきめ細やかな対応の実践が必要とされます。

<sup>8</sup> 休日保育：認可保育園が休みとなる日曜日と祝日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できない保護者に代わって子どもを預かる制度。

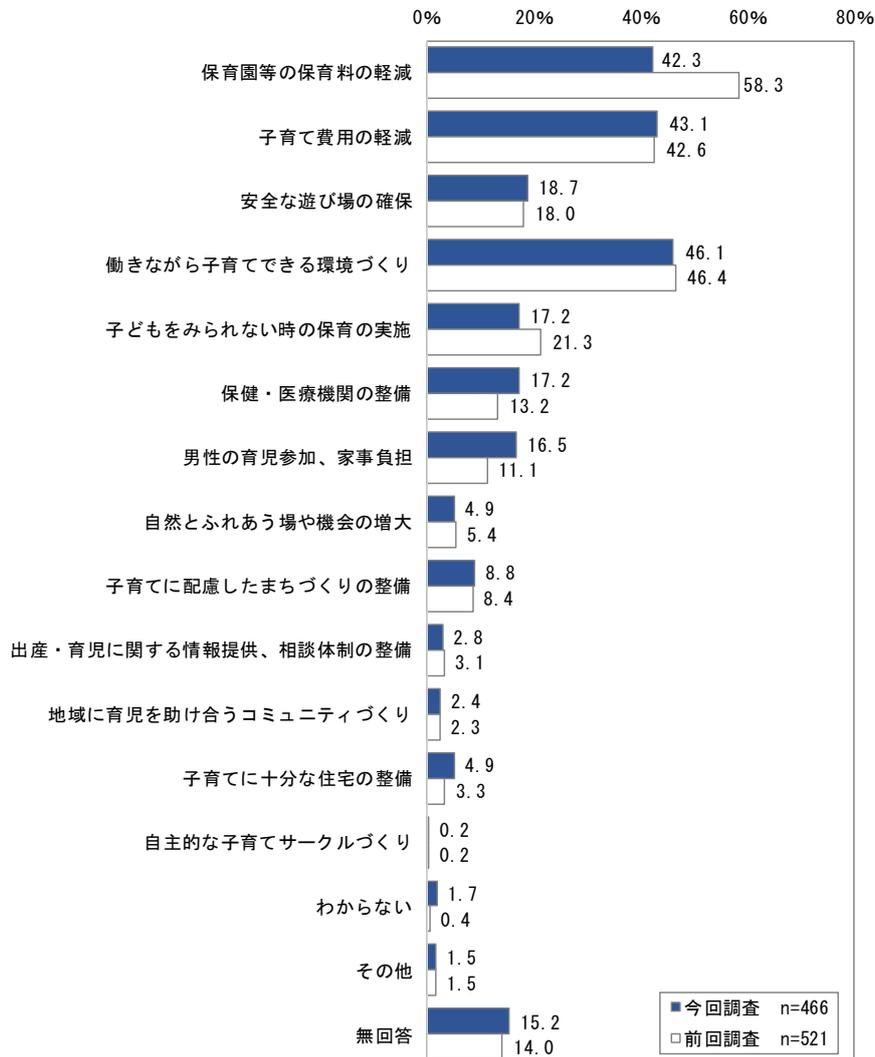
◇子育てに関して不安や負担感を感じている家庭が多い中、相談先については親族や友人・知人の割合が高い状況もみられます。各家庭が必要に応じ、より幅広い情報を入手できるよう、相談機能や情報提供のさらなる充実が求められます。

### 子育てに関する不安や負担感の有無



◇子どもを取り巻く様々な課題に対応するためには、環境の変化に応じたサービスの充実とともに、社会全体で子育てを応援していく体制の強化も求められています。

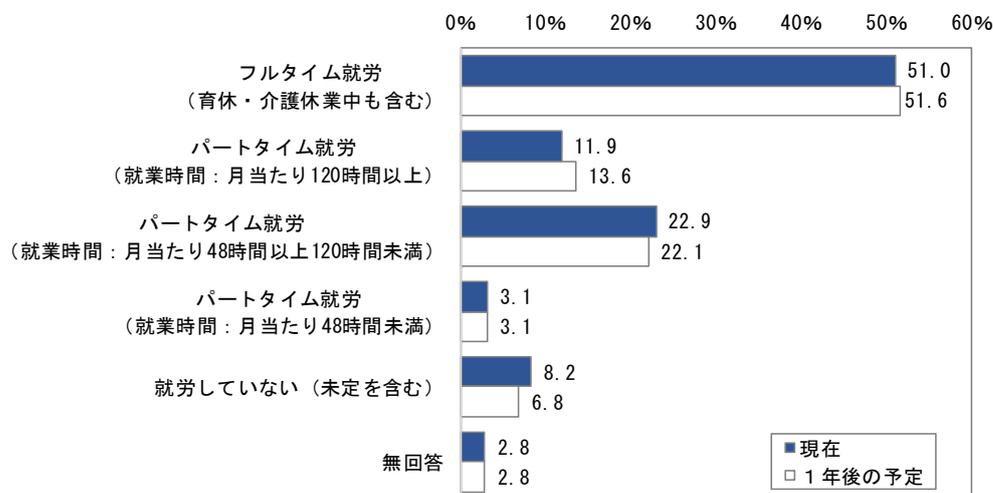
### 出産や育児がしやすい社会になるために必要なこと



## (2) 義務教育学校（前期課程）調査

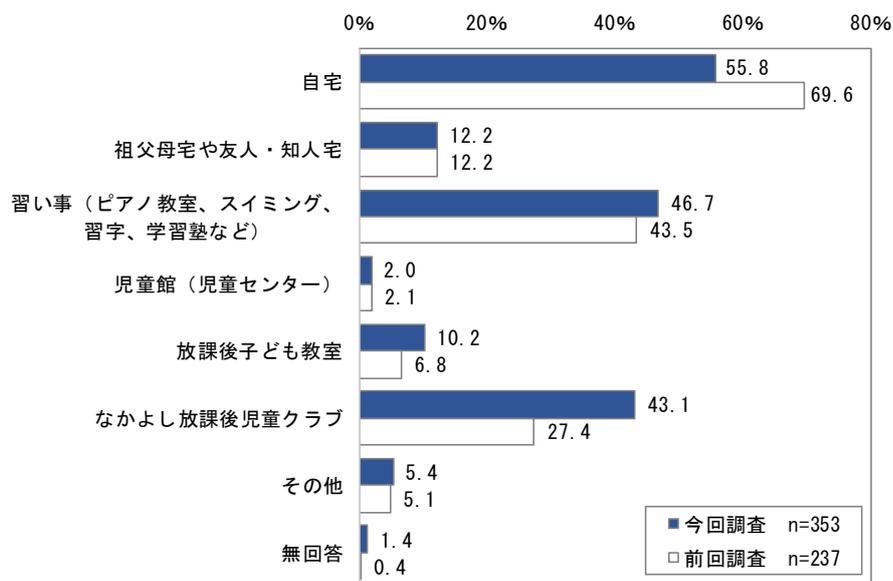
◇就学前の家庭と同様共働き家庭が多い状況がみられ、仕事と子育ての両立を実現するための、学童期も継続した子育て支援体制の充実が求められます。

母親の就労状況



◇放課後児童クラブを利用する人は、前回調査と比べても増加しており、今後も充実した利用体制の確保が必要です。

放課後の過ごし方

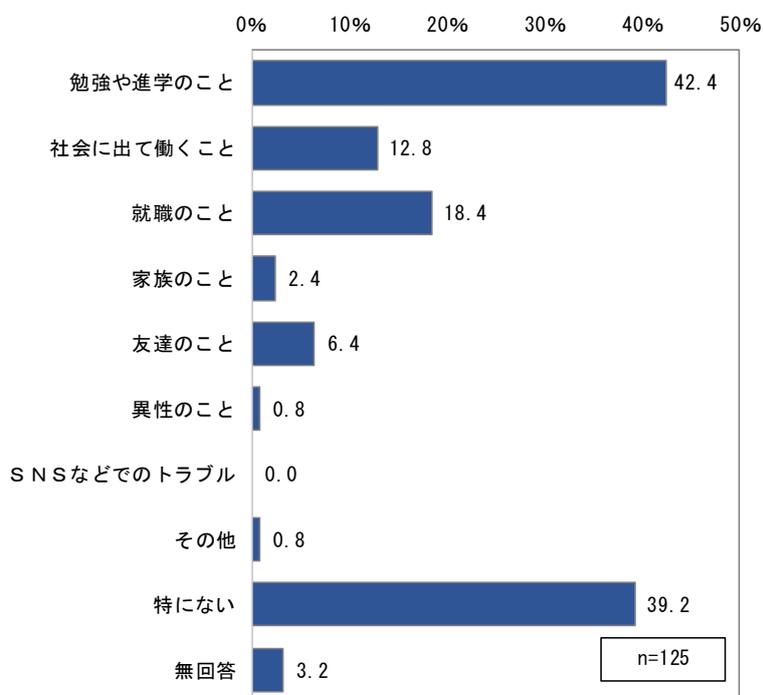


◇就学前と共通して、自由意見では小児医療の環境整備を求める声が多く上がっており、今後さらなる対策の推進が求められています。

### (3) 多久高等学校調査

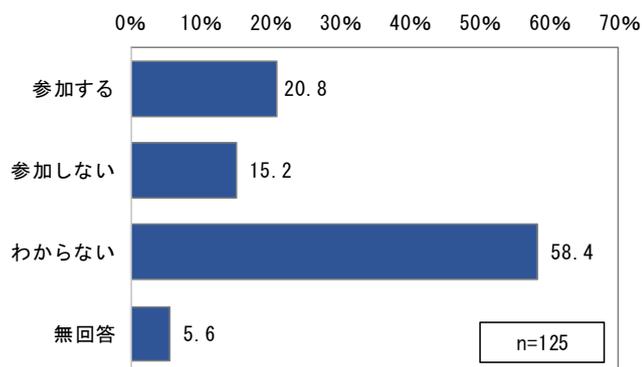
◇家族や地域との関係が希薄化しやすい年代である高校生については、一方で将来や友人関係など親や友人に相談できない悩み事や困りごとを抱えるケースも多くみられます。青少年の心身の健全な育成を支援する、相談体制の強化も望まれます。

悩み事の内容



◇現状は、日常で多世代と触れ合う機会が少ない人が多い状況です。高校生等が積極的に地域活動等に参加できる機会を増やすことで、地域全体の活力の向上とともに、市外に住む高校生の多久市への愛着形成にもつながることが期待できます。

中高生向けのイベント、催しの参加意向

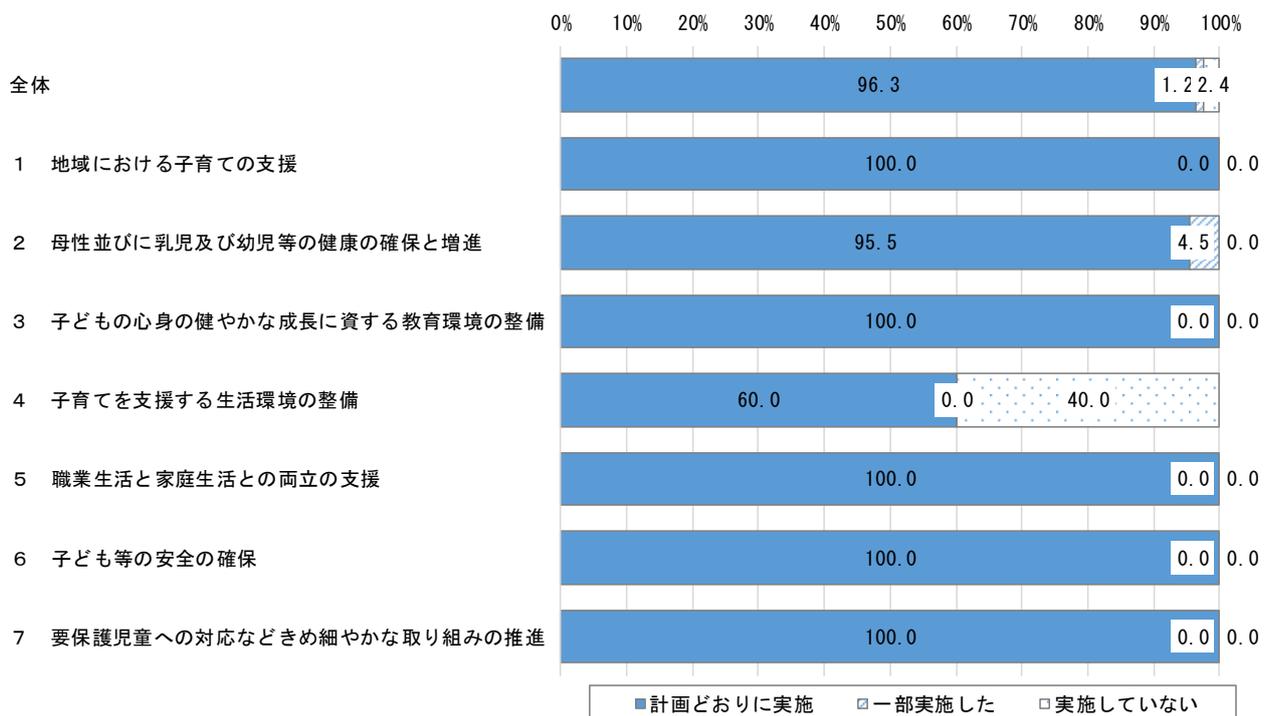


### 3 第1期計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業計画の庁内各課による評価については、82事業のうち「計画通りに実施」が最も多く96.3%、次いで「実施していない」が2.4%、「一部実施した」が1.2%となっています。

施策ごとにみると、「4 子育てを支援する生活環境の整備」が「実施していない」が40.0%と他に比べ多くなっています。

また、第1期の計画において重点的に取り組むとした6事業のうちすべてが「計画どおりに実施」となっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、多久市に暮らすすべての子どもと親、さらには、子どもたちが過ごす地域を含め、ともに支えあいながら育ちゆく地域社会の実現を目指し、多久市で子育てをしてよかったと思えるような環境を整備していくため第1期計画で基本理念を「すべての人が安心して出産・育児ができ、子どもたちが笑顔で健やかに育つように、みんなで子育てにかかわりあえるまち」と掲げ、様々な取り組みを行っています。

第2期計画においても、第1期計画で掲げた基本理念を踏襲し、多久市に暮らすすべての子どもたちの幸せを考え、多久市のすべての家庭や地域、関係団体等と連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進していきます。

#### 基本理念

すべての人が安心して出産・育児ができ、  
子どもたちが笑顔で健やかに育つように、  
みんなで子育てにかかわりあえるまち



## 2 基本方針

第1期を踏襲し3つの基本方針を掲げ、基本理念の実現に向け取り組むこととします。

### 基本方針

★ 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

★ 子どもがのびのびと心豊かに育つまちづくり

★ 地域みんなで子育てを支えるまちづくり

## 3 基本目標（計画推進の視点）

本計画の目指す基本理念やその実現に向けた3つの基本方針を踏まえ、次の5つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進します。

### （1）地域における子育ての支援

子どもを安心して育てる環境を整備していく上で、地域において子育てを支援する仕組みは必要不可欠なことです。しかしながら、ライフスタイルの変化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。そのため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援を行っていくことが重要と考えます。

### （2）保健・医療の推進

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが何よりも必要です。

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、これまで推進してきた母子保健施策を継承しながら、市民や関係機関が一体となって、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを推進します。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭、学校及び地域社会がそれぞれの教育力の向上を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを推進します。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察・認定こども園・保育園・学校・児童館・関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進していくと同時に被害に遭った子どもの保護も推進します。

### (4) 職業生活と家庭生活との両立の支援

女性・男性の性別を問わずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、家庭よりも仕事を優先するといった働き方の見直しを進め、男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス<sup>9</sup>意識の啓発に努めます。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を変え、働きやすい環境をつくる必要があります。

### (5) 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進

ひとり親家庭等の自立支援を推進し、障害児施策の充実も推進します。また、児童虐待<sup>10</sup>を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援と地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

さらに貧困状況にある家庭への支援を強化していくことが必要です。



<sup>9</sup> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。

<sup>10</sup> 児童虐待：子どもに対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類できる。①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。②性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること。③ネグレクト虐待とは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④心理的虐待とは、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 4 施策の体系

基本理念並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。

### 基本理念

すべての人が安心して出産・育児ができ、  
子どもたちが笑顔で健やかに育つように、  
みんなで子育てにかかわりあえるまち

### 基本方針

- ★安心して子どもを産み育てることができるまちづくり
- ★子どもがのびのびと心豊かに育つまちづくり
- ★地域みんなで子育てを支えるまちづくり

<b>基本目標1 地域における子育ての支援</b>	
	子育て支援サービスの充実
	子どもの健全育成
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
<b>基本目標2 保健・医療の推進</b>	
	安心して産み育てる環境づくり
	子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
	食育 <sup>11</sup> の推進
	思春期の保健対策と健康教育の推進
	小児医療の環境整備
<b>基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>	
	次世代の親の教育
	家庭や地域の教育力の向上
	子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備
<b>基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の支援</b>	
	多様な働き方に合わせた子育て支援
	仕事と子育ての両立の支援
<b>基本目標5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進</b>	
	ひとり親家庭の自立支援の推進
	障害のある子どもへの支援
	要保護児童 <sup>12</sup> 対策の充実
	貧困状態にある家庭への支援
	外国籍の子どもへの支援

<sup>11</sup> 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

<sup>12</sup> 要保護児童：「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童など支援を要するすべての子どもが含まれる。

## 第4章 総合的な施策の展開

### 1 地域における子育ての支援

多久市においては、核家族が増え、地域住民同士のつながりも希薄化する中、子育て家庭の孤立しがちであるという問題が深刻なものとなっています。

子育て家庭に対する支援として、子育てに関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域子育て支援センター<sup>13</sup>事業の推進や、子育てサークルの支援を行い、地域における子育て支援のネットワーク形成を促進していくことが重要です。

保育サービスについては、女性の就労率の増加や勤労形態の変化などを受け、ニーズが多様化しています。子どもの幸せを第一に考えることはもとより、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、認定こども園・保育園・幼稚園において多様なサービスの提供体制を整備することが必要です。

また、地域においては、子育てに関する活動を行う育児サークルや、子どもクラブ・町内会をはじめとする地域活動団体等が活動しているほか、古くから息づく歴史や伝統文化があります。その中で、子どもが健全で豊かな人間性を育むために、子どもたち自身が地域の一員として、自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭・学校・地域が機能を十分に発揮し、地域全体で子どもを育てる環境を整備することが大切です。

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つよう、民生委員・児童委員<sup>14</sup>・主任児童委員・保護者及び高齢者などとも協力しながら地域での健全な子育て支援を推進します。

#### 基本施策

- ・ **子育て支援サービスの充実**
- ・ **子どもの健全育成**
- ・ **子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

<sup>13</sup> 地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤形成のため、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を行うことを目的とする。

<sup>14</sup> 児童委員：児童・妊産婦・母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として住民・団体等と協力してその推進を図る委員。児童福祉法に基づき市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。

## 取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 地域ふれあい育児サークル支援	子どもと母親と一緒に集い遊べる場、保護者同士の情報交換の場を「にこにこサロン」として提供を行っています。また、月に1回身体計測や相談を実施しています。今後も継続して実施します。
(2) 保育園等地域活動事業	地域住民や異年齢児(者)との交流を行うことによって、地域住民とつながりを深め地域の子どもたちの育ちを支援するなど、幅広い活動を市内13園にて行っています。今後も継続して実施します。
(3) 地域子育て支援センター	子育てを社会的に支援することを目的とした機関で、子育て相談や指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報の発信等を実施します。
(4) 子育て支援講座	子育て支援講座を、子育て支援センターにて実施します。
(5) 児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、0歳から義務教育学校後期課程修了前までの子どもについて手当を支給します。
(6) 保育園等の保育料の軽減	認定こども園・保育園・幼稚園に通園させている保護者に対し、経済的支援を実施します。なお多久市では、令和元年10月から始まった教育保育無償化と併せ、国の基準より保育料を細かく設定することで、より一層の軽減を図ります。
(7) 子どもの医療費助成	0歳～満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの医療費について、全疾患の保険診療自己負担分の一部を助成します。
(8) 児童館	健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点として、また育児不安に陥りがちな子育ての中の母親を支援する事業として、にこにこサロン・すこやかタイム等、児童館運営委員会の中で協議しながら充実を図ります。
(9) ファミリー・サポート・センター	児童の預かりなどの援助を受けたい会員と、援助を行いたい会員とを結びつける事業で、平成29年4月から事業を実施しています。今後は、協力会員及び利用会員を増やし、援助活動件数を増やすため広報周知に努めます。
(10) 利用者支援事業	教育・保育施設 <sup>15</sup> や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行います。
(11) 地域環境点検活動	青少年にとって有害な環境の浄化改善を図ることを目的として、「多久市青少年育成市民会議」が主体となり、地域環境点検活動(「青少年サポート協力認定店」運動)に取り組みます。

<sup>15</sup> 教育・保育施設：認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育園」のこと。

## 2 保健・医療の推進

多久市では、妊婦健診票等の配布、乳幼児健診、家庭訪問などの事業を通し乳幼児期の一貫した母子保健活動を展開し、妊産婦や乳幼児の健康増進に取り組んでいます。

昨今、働く女性の増加や核家族化の進行などは、子どもを育てる環境に大きく影響し、育児不安の増大を招いている状況や産後うつでの自殺の増加などの社会全体の課題もあります。これらの課題に対応していくことが必要です。

また、朝食の欠食や生活リズムが不規則になっている子ども、肥満や小児生活習慣病になっている子どもも増えています。生涯にわたる心身の健康の保持のため、それぞれのライフステージによって異なる「生活習慣」や「食」のあり方を見直し、その時期にあった適切な「生活習慣」や「食習慣」の確立を目指し、一人ひとりの生活スタイルにあった対応を実践していくことが必要です。そのためには、学校や関係機関、地域と連携しながら保健・健康対策を推進します。

すべての人が、安心して子どもを生み・育てるために、妊娠期からの各ステージに合わせた支援を行い、安心及び安全を得られるよう、母子保健事業・思春期保健事業の内容の充実に努めるとともに、関係機関との連携を深め推進します。

### 基本施策

- ・安心して生み育てる環境づくり
- ・子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
- ・食育の推進
- ・思春期の保健対策と健康教育の推進
- ・小児医療の環境整備

## 取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 母子健康手帳の交付と妊婦・乳児健康診査票の交付	<p>妊娠期の健康管理と子どもの成長や子育ての記録となる母子健康手帳を交付すると同時に、赤ちゃんとお母さんをつなぐ胎盤や妊娠中の経過について説明します。また、妊娠中の適切な管理や異常の早期発見のために必要な回数の健診受診券を交付します。出産後は、子どもの疾病の発見や成長の確認のために、県内の医療機関で使用できる健診票を2枚交付します。</p> <p>妊娠届け出を早めにしていただくよう周知啓発に努めます。</p>
(2) 乳児全戸訪問・養育支援訪問事業	<p>乳児の成長や発達、母親の育児やストレス状況を訪問により把握し、必要な支援を保健師や健康推進員が行います。</p> <p>「子どもノート」を配布し、母親が自ら進んで育児に取り組めるように支援します。</p>
(3) 健康推進員地域保健活動	<p>身近なボランティア活動を行っている健康推進員が家庭を訪問し、育児に必要な情報とお手製の袋を配布します。母親への育児支援や市民と行政との掛け橋として地域で活動を行います。3歳半健診後に転入した幼児への訪問も行います。</p>
(4) 乳児健診	<p>4～6 か月児及び 9～11 か月児を対象に、集団健診を実施し、内科医師による診察、管理栄養士による離乳食相談、歯科衛生士による歯科指導、保健師による発達状況や予防接種の確認などを行います。「子どもノート」を活用し、発達段階の確認や生活リズムの必要性を伝えます。子どもの成長・発達の確認及び保護者への育児支援として行います。</p>
(5) 幼児健診	<p>1歳半、2歳半、3歳半児を対象に、集団健診を実施しています。健診時は地域の医師・歯科医師・耳鼻科医師による診察や身体計測・鼓膜の検査・視力検査なども行います。各年齢に応じた発達の確認と疾病の早期発見の機会となるとともに、必要な場合は、相談機関や医療機関の紹介も行います。子どもの成長・発達の確認及び保護者への育児支援として行います。</p>
(6) 乳幼児相談事業	<p>就学前の幼児を対象とした「すくすく子育て相談会」や「発達相談」を実施し、発達の遅れの早期発見・早期療育に努めます。成長・発達の支援や保護者の育児不安を軽減できるように必要な事業の実施及び継続に努めます。</p>
(7) むし歯予防のためのフッ化物塗布とフッ化物洗口事業	<p>幼児健診の機会を活用し、就学までの幼児にフッ化物塗布を行います。また、歯科医師による診察、歯科衛生士による個別指導を行います。</p> <p>市内 12 の認定こども園・保育園では、希望者に対してフッ化物の溶液で洗口を行っています。今後も継続して実施します。</p>

事業名	事業内容
(8) 予防接種事業	<p>定期予防接種は、県内の登録医療機関で1年中接種できる体制を整備しています。今後も継続して実施します。</p> <p>接種方法については、乳児全戸訪問、乳幼児健診、就学前健診等で説明を行います。</p>
(9) 「お多福エプロン隊」による食育推進活動	<p>食育を推進していくために「お多福エプロン隊」を組織し、市内保育園等での寸劇やゲーム、替え歌などによる食べものの大切さを伝える事業を実施します。</p>
(10) 食育事業	<p>子どもを中心とした家庭・学校・地域・関係機関が連携して「早寝早起き朝ごはん」・「両手いっぱい野菜を食べよう」の目標達成のために推進します。</p>
(11) 思春期保健事業	<p>学校における「いのちの授業」などを、市内学校の養護教育と連携した取り組みで実施します。</p>
(12) 小児医療の整備	<p>市内では、小児診療として3医療機関があります。予防接種では、市内6医療機関が登録されています。夜間や休日の医療体制として、佐賀市休日夜間子ども診療所があります。</p>
(13) 家庭訪問	<p>必要な家庭に対して、新生児から乳幼児、妊産婦、多久っ子健診後のフォローなどで担当保健師による家庭訪問を行い、状況把握・保健指導等を実施しています。必要な場合は、関係機関と連携していきます。</p>
(14) こども生活習慣病予防健診（多久っ子健診）	<p>義務教育学校5年生と7年生を対象として、保護者同伴による健診を無料で実施しています。健診結果は、子どもと保護者と一緒に個別面談で説明し、正しい生活習慣を身につけられるよう保健指導を行います。学校等との連携もとっていきます。</p>
(15) 不妊治療費助成事業	<p>不妊治療の費用軽減を図るため、治療費用の一部を所得制限や年齢制限なしに助成します。</p>
(16) 心・ストレス相談	<p>市民の抱えているストレスや不安等の軽減を図り、自殺予防としての取り組みを、臨床心理士による個別相談会として実施します。子育てのストレス等への相談にも応じています。</p>
(17) 健康教育	<p>離乳食指導など、健診時に行います。</p>

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを生み育て、健全で豊かな人間性を育てていくためには、家庭において健全な生活習慣や教育を保護者が日々実践できることも重要と考えます。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー・自制心・自立心等を育成する上で重要な役割を果たしています。

しかし、核家族が増え、少子化に加え近所づきあいも希薄化した現代では、家庭の教育力が低下しているといわれています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭・学校及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や、社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担うといえます。また、学校教育は、人間形成として必要な資質を養うとともに、個性の伸長や社会性を培うための確かな学力と豊かな心、健やかな体を育てるという重要な役割を担っています。

次代の担い手である子どもたちが健全に育ち、個性豊かに「生きる力」を伸長することができるよう、教育環境の充実に努めるとともに、教育従事者の資質向上にも努めます。

#### 基本施策

- ・次世代の親の教育
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

## 取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 「多久市教育の日」の設定	学校教育の充実・深化を図るために、保護者や地域住民の学校教育への関心を高め、学校との連携を活かした子どもたちの支援体制を整えます。毎年、12月上旬に多久市教育の日を設定し、市内義務教育学校を保護者や地域の皆さんに公開します。
(2) 小中一貫教育研究事業	市内義務教育学校に研究委嘱を行い、研究推進・発表会開催など実施しており、今後も継続して実施します。
(3) 信頼される学校づくり推進事業（安心・安全）	市内義務教育学校において、交通安全教室や避難訓練・緊急連絡システム（スクールネット）・学校イントラネットを整備し、子どもの危機管理意識の向上や安全確保に努めます。今後も継続して実施します。
(4) 安心・安全のまちづくり推進事業	多久市PTA連合会及び各学校PTAが「子ども110番の家 <sup>16</sup> 」に取り組み、協力家庭等の軒先に「子ども110番の家」ステッカーを掲示しています。また、青色防犯パトロール等の実施を通じて地域での見守り活動を推進しています。今後も継続して実施します。
(5) 道徳教育推進事業	学校教育全般で心や命の大切さを学ぶための教育を行っています。今後も継続して実施します。
(6) 家庭教育支援事業	家庭教育の広報活動及び相談を実践します。
(7) 特別支援教育事業（教育支援委員会）	幼児、児童生徒の進学や進級に際して、適正な教育を受けることができるよう適正就学判定を実施しています。今後も継続して実施します。
(8) 放課後子供教室	学校等を活用し、児童の活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行います。
(9) 特別支援教育事業（支援員配置事業）	各学校の児童生徒の実態を踏まえ、支援員を配置し特別支援教育の充実を図っています。今後も継続して実施します。
(10) 就学相談の実施	年2回、学校・保護者・教育保育施設等の申し出により、就学に関わる相談を受け、悩みの解決に当たるとともに、子どもに応じた就学の推進に役立てるよう事業を展開します。

<sup>16</sup> 子ども110番の家：子どもが登下校時や公園・広場等で「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

事業名	事業内容
(11) 幼保小連絡協議会	市内義務教育学校前期課程と教育・保育施設とが相互理解を図り、共通した認識のもとに児童の教育・保育施設から義務教育学校前期課程への円滑な移行を図るため、幼保小連絡協議会を開催し「たくっ子プログラム」の取り組みを行っています。今後も継続して実施します。
(12) 総合的な学習の時間の充実に係る事業 (多久市総合的な学習の時間研究会)	市内義務教育学校ごとに総合的な学習の時間の計画的実施を行っています。今後も継続して実施します。
(13) ふるさと多久市の先覚者に学ぶ「多久学」	ふるさとに誇りを持ち、自分自身に誇りと自信を持って生活していくように、社会科準教科書多久版「わたしたちの多久市」を市内義務教育学校3・4年生の副読本として活用しています。また、「多久学のすすめ」や「多久学・論語教育」を作成し活用しています。今後も継続して実施します。
(14) 児童生徒の芸術文化に触れる機会の支援	児童生徒にレベルの高い生の舞台芸術と触れ合わせることで、芸術に対する新鮮な感動を与え、芸術文化に触れる機会を提供しています。今後も計画的に実施します。
(15) 市校警連絡協議会	市教育委員会・警察署・市内義務教育学校が連携し、児童生徒の健全育成のため情報交換・指導方針の決定などを行っています。今後も継続して実施します。
(16) 学校における相談体制の充実	子どもや保護者・教職員への指導・助言の充実に目的に、カウンセラー・アドバイザーを学校に派遣して相談を行っています。また、多久市教育支援センター「怒るーむ」で随時相談を行っています。今後も継続して実施します。
(17) 心のテレホン	窓口や電話で教育相談等を受けている専門の相談窓口をカード配布等により周知しています。
(18) ICT <sup>17</sup> 利活用教育の推進	電子黒板やタブレットパソコンを計画的に整備し、ICT利活用教育を市内全学校で行っています。
(19) フッ化物洗口	フッ化物の溶液で洗口を行い、むし歯予防を市内義務教育学校で無償にて週1回実施しています。今後も継続して実施します。
(20) 学童農園事業	田植え・稲刈り等を通じて、食料や農業の大切さを学び水田農業に対する理解促進に努めています。今後も継続して実施します。
(21) 交通安全教育推進事業	子どもを交通事故から守るため、正しい道路横断・自転車の乗り方等について、交通指導員を派遣し適宜交通安全教室を開催します。

<sup>17</sup> ICT : information and communication technology 情報通信技術。日本では、情報処理や通信に関する技術を統合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

## 4 職業生活と家庭生活との両立の支援

父母ともに仕事と家庭を両立させながら、子育てにも安心して携わることが可能にするためには、仕事と家庭生活や地域活動との調和・両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援する制度の充実が必要です。

多久市はこれまでも、「多久市男女共同参画<sup>18</sup>計画」において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行ってきました。

少子・高齢化が急速に進む中、社会で男女がともに個性と能力を活かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、お互いを対等なパートナーとして理解を深め、多様な働き方を選ぶことができるよう、また仕事と家庭が両立できるような社会的支援を図ることが必要です。

多様化している保護者の就業形態等に応じ、様々な保育サービスのニーズを踏まえ、ニーズに合ったサービスを推進します。

就学後の児童にあっては、昼間労働等により保護者がいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

また、すべての義務教育学校前期課程に就学している児童を対象に、児童の安心・安全な居場所の確保に努めます。放課後児童クラブと放課後子供教室が連携した事業に取り組みます。

### 基本施策

- ・ 多様な働き方に合わせた子育て支援
- ・ 仕事と子育ての両立の支援

---

<sup>18</sup> 男女共同参画：「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮すること。

## 取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 放課後児童健全育成事業	授業終了後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。今後も継続して実施し、職業生活と家庭生活との両立を支援します。
(2) 放課後児童健全育成事業 (特別支援学校)	授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。今後も継続して実施します。
(3) 延長保育 <sup>19</sup> 事業	保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を延長し(午前7時から午後7時ごろまで)保育することで、利便性の向上を図っています。今後も継続して実施します。
(4) 一時預かり事業	一次的な保育園等の利用により、パート勤務・病気の看護・介護・冠婚葬祭・育児などの心理的・肉体的負担の軽減のための支援を実施しています。今後も継続して実施します。
(5) 休日保育事業 (地域共生ステーション)	保護者の就労形態が多様化している中、日曜日や祝日などの休日等に家庭での保育が困難な保護者のニーズに対応するため、市内地域共生ステーションで休日等に児童を預かることで仕事と家庭の両立を支援します。
(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業(病児病後児保育事業)(施設型)	病気または、病気回復期にある児童を病院等に付設された施設で保育する事業で、現在、広域で実施(佐賀市・武雄市・江北町と協定締結)しています。その他施設との協定を行うなど、利便性の向上を図ります。
(7) 特別支援保育 <sup>20</sup> 推進事業	集団保育が可能で日々通所できる障害児を受け入れ、一定の体制を整備する認定こども園・保育園に対し補助金の交付を行っています。今後も継続して実施します。

<sup>19</sup> 延長保育：保育園で、通常の保育時間(保育園によって異なる)を超えて子どもを預かること。保育園での保育時間は基本的に1日8時間、開所時間は11時間であるが、現実の保護者の就労形態はさまざま、保護者側のニーズに答えられていない実情もあるため、延長保育を行っている保育園もある。認可保育園の場合、延長時間は1時間が多数派。また0歳児の場合、延長保育を行っていない保育園も少なくない。

<sup>20</sup> 特別支援保育：障がいのある子どもや、出生後の人的・物的環境により心身の成長・発達が遅れた子どもたちを保育活動の中でその子たちにあった保育を行い、障がいの程度を軽減したり心身の成長・発達を改善し援助していくこと。保育を必要とする児童で、集団生活での支援が必要な児童について実施する。特別支援保育では、児童の発達や特性にあわせた保育上の配慮を行っている。

## 5 細やかな支援が必要な子どもへの対応の取り組みの推進

子どもは、親の保護のもとで成長していきますが、大人と同じ人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。親の孤立化をはじめ、育児力の低下など様々な問題が原因として考えられますが、子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるのは確かなことといえます。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長・社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制を整備するとともに、福祉・医療・保健・教育・警察等の地域における関係機関に加え、NPOやボランティア団体なども含め、様々な人々が幅広く協力していくことが重要です。

また、要保護児童対策地域協議会では、研修をはじめ要保護児童の早期発見及び要保護児童やその適切な保護者並びにその家族等への適切な支援を行います。

ひとり親家庭については、多くの場合、経済的・社会的に不安定な状態にあり、児童の養育の悩み等を持っています。

このような家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開や生活支援策・就業支援策・養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活できるようにするには、誰もが分け隔てられることなく生活できる環境の整備とともに、障害の原因となる疾病の予防、及び障害の早期発見・治療を図ることも必要です。

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進して、早期発見に努めるとともに、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健・医療・福祉・教育の様々な分野において総合的な取り組みを進めます。

また、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。

### 基本施策

- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障害のある子どもへの支援
- ・要保護児童対策の充実
- ・貧困状態にある家庭への支援
- ・外国籍の子どもへの支援

## 取り組んでいく主な事業

事業名	事業内容
(1) 母子家庭等自立支援推進事業	母子家庭等施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備する母子家庭等自立支援推進事業を実施しています。今後も継続して実施します。
(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭や父子家庭へ、保険診療による一部負担金（付加給付・高額療養費・食事療養費を控除した後の金額）について助成します。
(4) 公営住宅入居における優先制度	毎年実施する入居順番を決める抽選会において、ひとり親世帯や多子世帯（18歳未満の児童3人以上扶養の世帯）に対しては、優先的に取り扱い入居できるように配慮します。
(5) 児童扶養手当の支給	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害があるときは20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の父もしくは母、または養育者に支給します。
(6) 特別児童扶養手当の支給	身体や精神に中度以上の障害のある児童の父もしくは母、または養育者に手当を支給します。
(7) 障害児福祉手当の支給	在宅の児童で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給しています。今後も継続して実施します。
(8) 児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
(9) 医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援に加えて治療を提供します。
(10) 放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
(11) 居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
(12) 保育園等訪問支援	保育園等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

事業名	事業内容
(13) 発達障害児の療育訓練	発達障害や発達障害の疑いがある児童に対し、保護者の意思を尊重しながら、早期の療育訓練を行います。日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練等をするための療育訓練を行います。
(14) 発達障害児の家族支援	保護者が発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを目的としたプログラムを行います。
(15) 補装具給付	障害を補い、日常生活や社会生活を容易にするために障害の程度に応じて、義肢や車いすなど必要な身体機能を獲得するために用いられる用具の費用（補装具費）の一部を支給します。
(16) 日常生活用具給付等事業	障害のある児童を対象に、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行います。
(17) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
(18) 児童虐待スクリーニング事業	育児不安の有無や母親のストレスなどを確認するため、乳児全戸訪問時に必要に応じて、「産後うつ質問票」を実施することで、産後うつや育児不安の早期発見、早期対処、虐待予防のスクリーニングを行います。
(19) 児童虐待防止ネットワーク事業	要保護児童対策連絡協議会を設置し、児童虐待の予防、早期発見と発生時の早期対応を図ります。 また、子ども総合支援拠点設置の検討をしていきます。
(20) 子どもの学びの支援の充実	就学援助制度、ひとり親世帯の子どもへの学習支援（県母子連主催）をしていきます。
(21) 家庭生活の支援の充実	ひとり親に対する就労支援（保育料軽減と入園判定ポイント高）、生活困窮者自立支援事業（社会福祉協議会）に取り組みます。
(22) 生活基盤の確立に向けた支援の充実	児童手当・児童扶養手当の着実な実施、高等職業訓練促進給付金、養育費の確保の推進を図ります。
(23) つながり・見守りの仕組みの充実	家庭相談員、母子父子自立支援員、民生委員・児童委員との情報共有や支援をするための協力体制を構築します。
(24) 外国籍児童生徒への教育支援	生活用語や学習用語が身につけていない児童生徒に対し、日本語で学校生活や学習に取り組めるように、日本語指導を行います。

# 第5章 量の見込みと提供体制

## 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市においては、教育・保育提供区域の設定について、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とします。

## 2 将来の子ども人口

本市の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成31年の2,753人から令和6年には2,477人にまで減少することが見込まれます。

このうち、0～5歳については、同期間に767人から676人へと91人の減少、6～11歳については954人から857人へと97人の減少、12～14歳については467人から460人へと7人の減少、15～17歳については565人から484人へと81人の減少が、それぞれ見込まれています。

	現況 (住民基本台帳登録者数)					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数	3,109	3,016	2,936	2,799	2,753	2,692	2,621	2,557	2,512	2,477
0	136	117	135	99	115	110	107	104	102	99
1	129	141	123	133	107	119	114	111	108	106
2	149	132	146	117	129	107	119	114	111	108
3	134	152	138	142	126	133	110	123	118	114
4	151	138	155	141	143	129	136	113	126	121
5	166	154	141	154	147	145	131	139	115	128
6	164	172	151	140	162	149	147	133	142	117
7	161	166	168	150	140	162	149	147	133	142
8	158	159	166	169	149	140	162	149	147	133
9	147	160	164	166	171	151	142	164	151	149
10	165	148	159	163	166	171	151	142	164	151
11	185	166	150	157	166	167	172	152	143	165
12	193	185	162	149	156	165	166	171	151	142
13	187	191	181	160	149	154	163	164	169	149
14	207	186	187	180	162	149	154	163	163	169
15	220	207	186	189	186	164	150	156	165	165
16	228	217	206	185	192	185	163	149	155	164
17	229	225	218	205	187	192	185	163	149	155
就学前	865	834	838	786	767	743	717	704	680	676
小学生	980	971	958	945	954	940	923	887	880	857
低学年	483	497	485	459	451	451	458	429	422	392
高学年	497	474	473	486	503	489	465	458	458	465
中学生	587	562	530	489	467	468	483	498	483	460
高校生	677	649	610	579	565	541	498	468	469	484

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

#### （認定区分）

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の保育の必要がない（教育のみの）就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### 〔量の見込みと提供体制〕

	令和2年度					令和3年度						
	1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定	
	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳
	教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要			
（参考）子ども数推計	407				110	226	377			107	233	
①量の見込み（多久市居住の子ども）	29	6	361	20	172	27	6	338	20	179		
需要率	7.1%	1.5%	88.7%	18.2%	76.1%	7.2%	1.6%	89.7%	18.7%	76.8%		
②量の見込み（他市町居住の子ども）	3	7	122	34	80	2	5	123	39	77		
③量の見込み 計（=①+②）	32	13	483	54	252	29	11	461	59	256		
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園（特定教育・保育施設）	④多久市居住の子ども	50	6	394	41	172	52	6	393	36	179
		⑤他市町居住の子ども	3	7	122	34	80	2	5	123	39	77
		⑥計（=④+⑤）	53	13	516	75	252	54	11	516	75	256
	確認を受けない幼稚園	0	0				0	0				
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設 <sup>21</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦確保量合計	53	13	516	75	252	54	11	516	75	256	
⑦-③	21	0	33	21	0	25	0	55	16	0		

<sup>21</sup> 認可外保育施設：保育を目的とする施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けた施設以外の施設の総称。

		令和4年度					令和5年度								
		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定		3号認定			
		3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳		
		教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要					
(参考) 子ども数推計		375					104	225	359					102	219
①量の見込み(多久市居住の子ども)		24	7	336	19	173	24	8	322	19	169				
需要率		6.4%	1.9%	89.6%	18.3%	76.9%	6.7%	2.2%	89.7%	18.6%	77.2%				
②量の見込み(他市町居住の子ども)		3	5	126	44	78	4	5	127	47	80				
③量の見込み 計(=①+②)		27	12	462	63	251	28	13	449	66	249				
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(特定教育・保育施設)	④多久市居住の子ども	52	7	390	31	173	49	8	388	28	171			
		⑤他市町居住の子ども	3	5	126	44	78	4	5	127	47	80			
		⑥計(=④+⑤)	55	12	516	75	251	53	13	515	75	251			
	確認を受けない幼稚園	0	0				0	0							
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	⑦確保量合計		55	12	516	75	251	53	13	515	75	251			
⑦-③		28	0	54	12	0	25	0	66	9	2				

		令和6年度						
		1号認定		2号認定		3号認定		
		3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳	
		教育のみ	幼希望	その他	保育必要			
(参考) 子ども数推計		363					99	214
①量の見込み(多久市居住の子ども)		23	9	327	18	164		
需要率		6.3%	2.5%	90.1%	18.2%	76.6%		
②量の見込み(他市町居住の子ども)		5	5	131	50	80		
③量の見込み 計(=①+②)		28	14	458	68	244		
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(特定教育・保育施設)	④多久市居住の子ども	48	9	384	25	171	
		⑤他市町居住の子ども	5	5	131	50	80	
		⑥計(=④+⑤)	53	14	515	75	251	
	確認を受けない幼稚園	0	0					
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0		
	認可外保育施設	0	0	0	0	0		
⑦確保量合計		53	14	515	75	251		
⑦-③		25	0	57	7	7		

### [提供体制確保の考え方]

市内の教育・保育施設については、市内のニーズ量に対し、十分対応できる定員数を確保しており、これまでも市外からの子どもの利用を多く受け入れてきました。

今後も、市内ニーズ量の動向を踏まえながら、市内の児童の利用を最優先確保し、余剰定員で市外からの子どもの利用を受け入れます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 利用者支援事業

#### [事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	216	210	204	200	197
確保方策	人	216	210	204	200	197

#### [確保方策の考え方]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

### (2) 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】

#### [事業の概要]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

#### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	8,267	7,978	7,833	7,566	7,521
確保方策	人	8,267	7,978	7,833	7,566	7,521

#### [確保方策の考え方]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

### (3) 妊婦健康診査

#### [事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	110	107	104	102	99
1人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数*	回	1,540	1,498	1,456	1,428	1,386

※健診回数＝受診人数×1人当たりの健診回数

#### [確保方策の考え方]

妊婦に対しての100%実施を図るとともに、1人当たり14回の健診実施を予定しています。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### [事業の概要]

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	110	107	104	102	99
確保方策	件	110	107	104	102	99

#### [確保方策の考え方]

乳児家庭に対して、100%訪問を図ります。

## (5) 養育支援訪問事業

### [事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	回	14	13	13	13	12
確保方策	回	14	13	13	13	12

### [確保方策の考え方]

養育支援が特に必要な家庭に対して、100%訪問を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業

### [事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	28	28	28	28	28
確保方策	延人数	28	28	28	28	28

### [確保方策の考え方]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### [事業の概要]

乳幼児や義務教育学校前期課程児童等の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	35	34	34	33	32
確保方策	人	35	34	34	33	32

### [確保方策の考え方]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

## (8) 一時預かり事業

### [事業の概要]

家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認定こども園・保育園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### [量の見込みと確保方策]

#### ○認定こども園における一時預かり

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	1,454	1,354	1,203	1,203	1,153
確保方策	延人数	1,454	1,354	1,203	1,203	1,153
	箇所	3	3	3	3	3

#### ○認定こども園以外における一時預かり

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	365	352	346	333	331
確保方策①	延人数	349	337	331	319	317
確保方策②	延人数	16	15	15	14	14

※確保方策①：一時保育

確保方策②：ファミリー・サポート・センター

### [確保方策の考え方]

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

## (9) 延長保育事業

### [事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園・保育園等で保育を実施する事業です。

### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	498	484	477	462	462
確保方策	人	498	484	477	462	462
	箇所	13	13	13	13	13

### [確保方策の考え方]

認定こども園・保育園 13 施設において、ニーズ量に対して 100%の事業確保を図ります。

## (10) 病児・病後児保育事業

### [事業の概要]

病児・病後児について、医療機関等に設けられた専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業です。

### [量の見込みと確保方策]

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延人数	81	80	78	76	74
確保方策	延人数	81	80	78	76	74
	箇所	4	4	4	4	4

### [確保方策の考え方]

佐賀市・武雄市・江北町の4施設と協定を結び、施設の定員内で対応を行います。その他施設との協定を行うなど、利便性の向上を図ります。

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない義務教育学校前期課程に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇中に義務教育学校前期課程の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	330	328	316	311	291
1年生		100	99	89	96	79
2年生		97	89	88	80	85
3年生		70	82	75	74	67
4年生		46	43	50	46	45
5年生		12	11	10	12	11
6年生		4	4	4	3	4
確保方策	人	330	328	316	311	291
1年生		100	99	89	96	79
2年生		97	89	88	80	85
3年生		70	82	75	74	67
4年生		46	43	50	46	45
5年生		12	11	10	12	11
6年生		4	4	4	3	4

### 【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図ります。

## (12) 放課後子供教室

### [事業の概要]

すべての義務教育学校前期課程に就学している児童を対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を国が策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型<sup>22</sup>または連携型<sup>23</sup>での実施が求められています。

### [量の見込みと確保方策]

		放課後子供教室					
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備数	東部校校区	箇所	1	1	1	1	1
	中央校校区	箇所	1	1	1	1	1
	西溪校校区	箇所	1	1	1	1	1
	合計	箇所	3	3	3	3	3

		放課後児童クラブ・放課後子供教室（一体型）					
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備数	東部校校区	箇所					
	中央校校区	箇所	1	1	1	1	1
	西溪校校区	箇所					
	合計	箇所	1	1	1	1	1

		放課後児童クラブ・放課後子供教室（連携型）					
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備数	東部校校区	箇所	1	1	1	1	1
	中央校校区	箇所					
	西溪校校区	箇所	1	1	1	1	1
	合計	箇所	2	2	2	2	2

### [確保方策の考え方]

中央校校区は一体型、東部・西溪校校区は連携型による実施を行い、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、両事業の一体的または連携した実施の推進を図ります。

<sup>22</sup> 一体型：放課後児童クラブと放課後子供教室が、同一の校内等の活動場所において実施するもの。

<sup>23</sup> 連携型：放課後児童クラブと放課後子供教室の一方の活動場所が校内等とは別の場所において実施するもの。

## 5 幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 幼保連携型認定こども園の運営に係わる基本的考え方

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、質の高い保育・教育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園の整備等に関し保育施設と連携し、保育・教育の一層の向上を図ります。

### (2) 質の高い幼児期の保育・教育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育・教育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

### (3) 幼児期の保育・教育と義務教育との円滑な連携の取り組みの推進

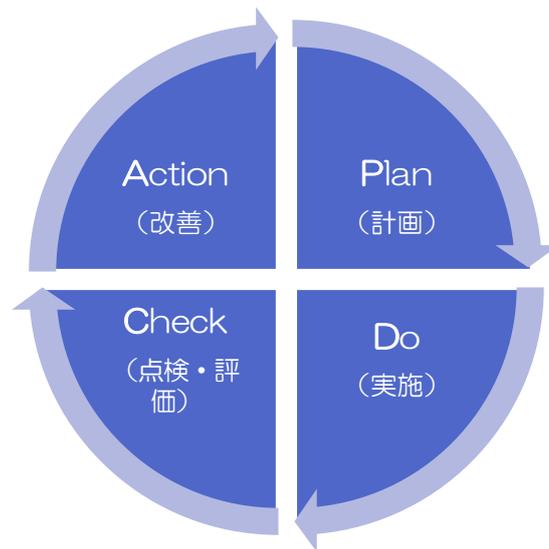
乳幼児期から義務教育 15 年間（0 歳～15 歳）を見通した保育・教育の充実を目指し、保育園・認定こども園・義務教育学校と連携し、市全体で子どもたちを育てる取り組みを進めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や請求・支払いの過誤防止等を考慮し、各利用施設においてまとめて代理受領することとし、保護者は、施設等利用給付の限度額を超えた部分の金額を各利用施設に支払うこととすることで、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

## 第6章 計画の推進

子ども・子育て支援計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表などが参画する「多久市子ども・子育て会議<sup>24</sup>」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施しています。



### 1 計画の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

### 2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づき、条例により「多久市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表など様々な分野から選定しています。

### 3 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、教育・保育機関、学校、地域、企業、行政機関などと連携しながら、引き続き子育て支援に取り組みます。

<sup>24</sup> 子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

## 1 多久市子ども・子育て会議条例

平成25年6月30日

条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の事務を処理するため、同項の規定に基づき、多久市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和33年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 2 多久市子ども・子育て会議委員名簿

(委嘱期間：平成30年8月6日～令和2年8月5日)

関係機関	氏名	所属
公募委員	高塚 紀子	
	山本 志保	
	小川 理絵	
学識経験者	古賀 公彦 (H30.8.6～R1.7.25)	多久市議会産業厚生委員会副委員長
	○ 中島 慶子 (R1.7.26～R2.8.5)	多久市議会産業厚生委員会委員
	服部 奈津美 (H30.8.6～R1.7.25) 瀬川 雄二 (R1.7.26～R2.8.5)	多久市議会総務文教委員会委員
多久市保育協議会	川原田 知章	あおいとりこども園長
多久市校長会	◎ 中西 順也	東原庁舎東部校長
多久市幼稚園	千住 由一郎	ひしのみこども園長
多久市民生委員・児童委員 連絡協議会	伊藤 方子 (H30.8.6～R2.1.6) 太田 由紀子 (R2.1.7～R2.8.5)	主任児童委員
多久市健康推進委員会	前田 香代子	健康推進員
多久市PTA連合会	野中 加恵子 (H30.8.6～R1.7.25) 野田 ルミ (R1.7.26～R2.8.5)	市PTA連合会母親部長
多久市社会教育委員	峯 晋 (H30.8.6～R1.7.25) 眞崎 英俊 (R1.7.26～R2.8.5)	多久市社会教育委員
企業関係 (多久市産業連絡協議会)	野崎 秀典	テラル多久株式会社
放課後児童クラブ	尾形 弘美	西溪校なかよしクラブ主任支援員
子育て支援関係者	釘崎 博子	児童館児童厚生指導員

◎会長 ○副会長

### 3 多久市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員名簿

【令和元年度名簿】

役 職 名	氏 名
副市長	荒瀬 弘之
総合政策課長	田代 信一
福祉課長	古賀 三也
健康増進課長	川浪 正則
学校教育課長	石田 俊二
教育振興課長	浅川 昌克

## 4 多久市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

開催日	子ども・子育て会議及び 子ども・子育て支援事業計画 策定検討委員会議	内 容
平成30年度		
平成30年 8月6日	第1回 子ども・子育て会議	子ども・子育て会議委員の委嘱
		利用ニーズ把握のためのアンケート調査について
平成31年 1月～ 2月15日		アンケート調査実施 (就学前子ども・義務教育学校、多久高校)
3月20日	第2回 子ども・子育て会議	アンケート調査結果概要について
令和元年度		
令和元年 7月1日		子ども・子育て支援事業計画策定検討委員選任
7月17日	第1回 事業計画策定検討委員会議	計画の基本方針について 計画策定の進め方
7月26日	第1回 子ども・子育て会議	
10月23日	第2回 事業計画策定検討委員会議	計画骨子案について 施策体系、目次構成の検討
10月31日	第2回 子ども・子育て会議	
12月6日	第3回 事業計画策定検討委員会議	計画素案について
12月17日	第4回 事業計画策定検討委員会議	計画素案見直し
令和2年 1月7日	第3回 子ども・子育て会議	計画素案について
1月21日 ～2月20日		パブリックコメント <sup>25</sup> 実施
2月27日	第4回 子ども・子育て会議	パブリックコメント実施の結果について 計画最終案の検討
3月16日	第5回 子ども・子育て会議	計画最終案の確認 多久市子ども・子育て支援事業計画策定

<sup>25</sup> パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続のこと。

## 多久市第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：多久市 福祉課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL：0952-75-6118

FAX：0952-74-3398

URL：<https://www.city.taku.lg.jp/>